

○保険証に関する手続き

健康保険の被保険者または被扶養者になると、「健康保険被保険者証（保険証）」が当健保組合から保険証を交付します。

この保険証を提示することによって、被保険者（本人）、被扶養者（扶養家族）として、健康保険適用の範囲で病気やケガなどについての診療、投薬、入院治療などが受けられます。したがってこの保険証は、お金と同様に価値のある大切なものといえるでしょう。

病院に預けたままにしたり、汚したりすることのないようにしましょう。また、資格期間喪失後も継続しての不正使用は、違法行為となり処罰の対象になります。

紛失により、思わぬトラブルに遭うこともありえますので、取り扱いには十分注意して大切に保管してください。万が一、紛失や盗難にあった場合は、再交付の手続きをするとともに、第三者に悪用される恐れがありますので、警察に届け出てください。

以下の事実が発生したときは、各拠点の総務担当者を通して事業主に提出し、速やかに手続きしてください。

① 保険証を紛失・汚損した

【届出時期】速やかに

【提出書類】紛失の場合は「被保険者証再交付申請書」を提出

汚損の場合は「被保険者証再交付申請書」と保険証を添えて提出

※ 任意継続被保険者が保険証再交付する場合は、本人確認のできる書類（運転免許証の写し）が必要です。

② 子どもの誕生、結婚などで新たに被扶養者を追加する

【届出時期】5日以内

【提出書類】「被扶養者（異動）届」（添付すべき書類も含む）提出

③ 被保険者が結婚などで氏名に変更があった

（被扶養者がいる場合は、被扶養者分の保険証及び被扶養者分の氏名変更届も添付）

【届出時期】5日以内

【提出書類】「被保険者氏名・生年月日変更（訂正）届」に保険証を添えて提出

④ 被保険者・被扶養者の資格を失ったとき

【届出時期】5日以内

【提出書類】保険証

ただし、紛失により返却できない場合は「被保険者証 滅失届」を提出。（滅失届提出後に保険証が発見された場合は速やかに当健保組合に提出してください。）